



環 審 第 3 号  
平成 30 年 3 月 15 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境審議会  
会長 小川 護



沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）  
について（答申）

平成 30 年 2 月 6 日付け沖縄県諮問環第 20 号で諮問のあったみだしのことについては、原案のとおり定めることが適当である。



## 沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）の概要の説明

### 1 件名

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）

### 2 沖縄県環境審議会に諮問する理由

土壌基準の設定、変更、廃止に関しては、同条例にて沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならないと定められている。（条例第38条第4項で準用する第7条第3項）

### 3 改正の経緯及び必要性

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）で定める「特定有害物質」に「クロロエチレン」が新たに追加された。沖縄県生活環境保全条例の特定有害物質及び同条例施行規則の土壌基準は土壌汚染対策法の特定有害物質、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準と同様としていることから、同規則についても改正する必要がある。

平成25年10月「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」諮問が行われ、中央環境審議会における審議及びパブリックコメントを経て、平成27年12月28日にクロロエチレンを法に基づく特定有害物質に追加することが適当である旨の答申がなされた。

当該答申を踏まえ、クロロエチレンに係る基準等について政省令等の改正を行った。

### 4 改正案の概要

沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第10に掲げる「特定有害物質の種類」及び「溶出量基準」に「クロロエチレン」の項目を追加する。

### 5 根拠法令

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (2) 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
- (3) 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）